

（質問第三號） 昭和二十二年七月一日配付

米麦專賣制実施に関する質問主意書

右の質問主意書を國会法第七十四條によつて提出する。

昭和二十二年六月三十日

姫井伊介

參議院議長 松平恒雄殿

米麦專賣制実施に關する質問主意書

國民生活危機、國家經濟危機の今日、乏しき米麦を正しく分ち合せて明るく生活するため、ヤミをしなれば生きられない苦惱と不正とムダを無くし一路職域生産の軌道を進み得るため、物價の基準を確立し給料賃金の安定に資するため、供出割当の不完全と供出の不正直並にヤミ流しを無くするため、インフレーション阻止のため、道義の低下と犯罪の起因根滅のため、更に食糧輸入懇請の理拠としても本制度急遽実施の切要を痛感する。本制度実施については、從來の米穀管理の施設と經驗上、検査、倉庫、收配、資金、要員、技術等において大なる支障はあるまい。良質多收を誇りとし喜びとする農民心理を復活し、農民をして専心増産に前進せしむるためには適切有効な方法があると信ずる。これに対し

一、政府は米麦專賣制実施の意思なきや

二、実施の意思ありとするも急速実施不能とすれば其の理由

三、実施の意思無しとすれば其の理由

四、一挙全國的実施に懸念ありとすれば、実施希望の府縣又は市町村をして自治的に試行せしむる意思

なきや

右につき文書奏辯を願ひます。